

新	旧
秋田県週休２日制工事に関する建設部運用 要綱第２条関係（定義） １ 要綱第２条(2)の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。 　　＜現場閉所困難工事の例＞ 　　　・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇）に作業が必要な工事 　　　・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等）） ２ 要綱第２条(3)の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。 　　①工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間 　　②工事全体を一時中止している期間 　　③夏期休暇３日間、年末年始休暇６日間 　　④余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間 要綱第３条関係（休日） １ 現場閉所の確認方法 　　発注者は、受注者に対し、別紙２－１「履行報告書」に別紙２－２「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。 　　完全週休２日（土日）において、対象期間の最終週が１週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休２日（土日）を達成したものとみなす。 　　なお、週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。 ２ 交替制の確認方法 　　発注者は、受注者に対し、別紙３－１ 履行報告書に別紙３－２「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。 　　完全週休２日交替制において、対象期間の最終週が１週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休２日交替制を達成したものとみなす。 　　なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。 要綱第４条関係（対象工事及び発注方式） １ 発注者は、全ての工事を対象に、完全週休２日（土日）工事により発注することを原則とする。 　　（１） 完全週休２日（土日） 　　　　受注者が、完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日の取組について工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休２日は必須） ２ 発注方式は、以下の表のとおりとする。なお、現場閉所困難工事については、完全週休２日交替制工事により発注することを原則とする。 　　（１） 完全週休２日交替制 　　　　受注者が、完全週休２日交替制及び月単位の週休２日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休２日交替制は必須）	秋田県週休２日制工事に関する建設部運用 要綱第２条関係（定義） １ 要綱第２条(3)の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。 　　＜現場閉所困難工事の例＞ 　　　・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇）に作業が必要な工事（通年維持工事等） 　　　・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等）） ２ 要綱第２条(4)の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。 　　①工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間 　　②工事全体を一時中止している期間 　　③夏期休暇３日間、年末年始休暇６日間 　　④余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間 要綱第３条関係（休日） １ 現場閉所の確認方法 　　発注者は、受注者に対し、別紙２－１「履行報告書」に別紙２－２「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。 　　なお、週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。 ２ 交替制の確認方法 　　発注者は、受注者に対し、別紙３－１ 履行報告書に別紙３－２「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。 　　なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。 要綱第４条関係（対象工事及び発注方式） １ 発注者は、全ての工事を対象に、月単位の週休２日工事（発注者指定型）により発注することを原則とする。 ２ 発注方式は、以下の表のとおりとする。なお、現場閉所困難工事については、受注者希望型において、週休２日又は交替制による取組ができるものとする。

◎：原則、○：選択			
分類	指定の有無	完全週休2日（土日） 月単位の週休2日 通期の週休2日 （現場閉所）	完全週休2日（土日） 月単位の週休2日 通期の週休2日 （交替制）
選定要件			
現場閉所が可能な場合	完全週休2日（土日）工事	◎	—
現場閉所が困難な場合	完全週休2日交替制工事	—	◎

3 完全週休2日（土日）工事及び完全週休2日交替制工事において、受注者は工事着手前に週休2日の取組について監督職員と協議するものとする。

4 発注者は、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休2日制工事であること（週休2日又は交替制）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。

5 （略）

要綱第5条関係（工事成績評価）

1 要綱第5条の「工程表」とは、施工計画書に添付の計画工程表のことである。
 なお、発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。

2 要綱第5条の【完全週休2日（土日）評価対象項目】「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、③についても同様とする。

3 要綱第5条の【完全週休2日交替制評価対象項目】「②施工計画書に定めた基本方針のとおり、休日の確保を行っている。」について、「施工計画書に定めた基本方針」とは、交替制による休日確保のためのルール・仕組みを計画するものであり、対象者や交替勤務のルール、情報共有の方法などを明記したものである。また、③についても同様とする。

要綱第6条関係（工期変更）（略）

要綱第7条関係（工事費の積算）

1 土木工事における積算は、以下のとおりとする。

（1）完全週休2日（土日）
 当初予定価格は完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。
 なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成のもの又は、完全週休2日（土日）の取組を希望しないもの（完全週休2日（土日）に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休2日の補正係数に変更し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

（2）完全週休2日交替制
 当初予定価格は完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。
 なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成のもの又は、完全週休2日交替制の取組を希望しないもの（完全週休2日交替制に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休2日交替制が未達成のものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

（3）～（6）（略）

◎：原則、○：選択			
分類	指定の有無	月単位の週休2日 通期の週休2日 （現場閉所）	月単位の週休2日 通期の週休2日 （交替制）
選定要件			
現場閉所が可能な場合	発注者指定型	◎	—
現場閉所が困難な場合	受注者希望型	○	○

3 受注者希望型において、受注者は施工計画書の提出前に、週休2日又は交替制の実施の可否について監督職員と協議するものとする。

4 発注者は、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休2日制工事であること（発注者指定型又は受注者希望型）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。

5 （略）

要綱第5条関係（工事成績評価）

1 要綱第5条の「工程表」とは、施工計画書に添付の計画工程表のことである。
 なお、発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。

2 要綱第5条の「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保をおこなっている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、要綱第5条の③についても同様とする。

要綱第6条関係（工期変更）（略）

要綱第7条関係（工事費の積算）

1 土木工事における積算は、以下のとおりとする。

（1）発注者指定型
 当初予定価格は月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。
 なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

（2）受注者希望型
 当初予定価格は週休2日の補正係数は考慮しない。
 なお、現場閉所及び休日の達成状況を確認後、達成状況に応じて補正係数を変更し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

（3）～（6）（略）

附 則（令和6年8月26日技管－374 一部改正）
1 この運用は、令和6年10月1日から施行する。
2 この運用による改正後の秋田県週休二日制工事に関する建設部運用の規定は、令和6年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う土木工事から適用する。
附 則（令和7年9月5日技管－388 一部改正）
1 この運用は、令和7年10月1日から施行する。
2 この運用による改正後の秋田県週休二日制工事に関する建設部運用の規定は、令和7年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う土木工事から適用する。

（別表）

別表1 土木工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数
（1）現場閉所

	通期の週休2日工事 （4週8休以上）	月単位の週休2日工事	完全週休2日（土日）工事
労務費	補正なし	1.02	1.02
—		—	—
共通仮設費率		1.01	1.02
現場管理費率		1.02	1.03
現場閉所率	28.5%以上	28.5%以上	28.5%以上

（2）交替制

	通期の週休2日工事 （4週8休以上）	月単位の週休2日 交替制工事	完全週休2日交替制工事
労務費	補正なし	1.02	1.02
現場管理費率		1.02	1.03
休日率	28.5%以上	28.5%以上	28.5%以上

附 則（令和6年8月26日技管－374 一部改正）
1 この運用は、令和6年10月1日から施行する。
2 この運用による改正後の秋田県週休二日制工事に関する建設部運用の規定は、令和6年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う土木工事から適用する。

（別表）

別表1 土木工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数
（1）現場閉所

	4週8休未満	通期の週休2日工事 （4週8休以上）	月単位の週休2日工事 （4週8休以上）
労務費	補正なし	1.02	1.04
機械経費（賃料）		1.02	1.02
共通仮設費率		1.02	1.03
現場管理費率		1.03	1.05
現場閉所率	28.5%未満	28.5%以上	28.5%以上

（2）交替制

	4週8休未満	通期の週休2日交替制工事 （4週8休以上）	月単位の週休2日交替制工事 （4週8休以上）
労務費	補正なし	1.02	1.04
現場管理費率		1.01	1.03
休日率	28.5%未満	28.5%以上	28.5%以上

別表2 土木工事における市場単価の補正係数

名称	区分	現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工	—	1.02	1.02	1.02	1.02
	—	—	—	—	—
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01

別表2 土木工事における市場単価の補正係数

名称	区分	現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.04	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01

別表3 土木工事における標準単価の補正係数

名称	区分	現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物ととりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

別表3 土木工事における標準単価の補正係数

名称	区分	現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物ととりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

別表4 秋田県週休2日制工事の補正における端数処理

「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」により、週休2日補正をかける際の端数処理は次によるものとする。

1 適用積算基準

秋田県土木工事標準積算基準書により積算するものに適用する。

2 端数処理

2-1 労務費

労務単価に週休2日補正係数を乗じた補正済み単価の端数処理は、整数止め（小数第1位四捨五入）とする。

補正済み単価（整数止め（小数第1位四捨五入））
＝ 労務単価 × 週休2日補正係数

なお、週休2日補正と夜間工事による労務単価の割増及び冬期労務補正を同時に適用する場合の端数処理については下記のとおりとする。

- ・労務単価①（少数第3位止め（少数第4位四捨五入））
＝ 労務単価 × （1＋冬期割増補正率）
- ・労務単価②（少数第3位止め（少数第4位四捨五入））
＝ 労務単価① × 夜間等の時間割増しに関する係数等
- ・労務単価③（少数第3位止め（少数第4位四捨五入））
＝ 労務単価② × 週休2日補正係数
- ・労務単価④（整数止め（少数第1位四捨五入））＝ 労務単価③

2-2 市場単価

市場単価に週休2日補正を乗じた補正済み単価の端数処理は、下記のとおりとする。

- ・市場単価① ＝ 補正前市場単価
- ・市場単価②（少数第2位止め（少数第3位切り捨て））
＝ 市場単価① × 週休2日補正係数
- ・市場単価③（少数第3位止め（少数第4位四捨五入））
＝ 市場単価② × 単価補正※（施工規模等補正）
※単価補正の端数処理：少数第3位止め（少数第4位四捨五入）

2-3 土木工事標準単価

土木工事標準単価に週休2日補正を乗じた補正済み単価の端数処理は、下記のとおりとする。

- ・土木工事標準単価① ＝ 補正前土木工事標準単価
- ・土木工事標準単価②（少数第2位止め（少数第3位切り捨て））
＝ 土木工事標準単価① × 週休2日補正係数
- ・土木工事標準単価③（少数第3位止め（少数第4位四捨五入））
＝ 土木工事標準単価② × 単価補正※（規格・仕様等補正）
※単価補正の端数処理：少数第3位止め（少数第4位四捨五入）

別表4 秋田県週休2日制工事の補正における端数処理

「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」により、週休2日補正をかける際の端数処理は次によるものとする。

1 適用積算基準

秋田県土木工事標準積算基準書により積算するものに適用する。

2 端数処理

2-1 労務費

労務単価に週休2日補正係数を乗じた補正済み単価の端数処理は、整数止め（小数第1位四捨五入）とする。

補正済み単価（整数止め（小数第1位四捨五入））
＝ 労務単価 × 週休2日補正係数

なお、週休2日補正と夜間工事による労務単価の割増及び冬期労務補正を同時に適用する場合の端数処理については下記のとおりとする。

- ・労務単価①（少数第3位止め（少数第4位四捨五入））
＝ 労務単価 × （1＋冬期割増補正率）
- ・労務単価②（少数第3位止め（少数第4位四捨五入））
＝ 労務単価① × 夜間等の時間割増しに関する係数等
- ＝
- ・労務単価③（整数止め（少数第1位四捨五入））＝ 労務単価②

2-2 機械経費（賃料）

機械経費（賃料）に週休2日補正係数を乗じた補正済み単価の端数処理は、下記のとおりとする。

- （1）10,000円以上の場合
有効4桁止め（有効5桁目切り上げ）
- （2）10,000円未満の場合
整数止め（少数第1位四捨五入）

2-3 市場単価

市場単価に週休2日補正を乗じた補正済み単価の端数処理は、下記のとおりとする。

- ・市場単価① ＝ 補正前市場単価
- ・市場単価②（少数第2位止め（少数第3位切り捨て））
＝ 市場単価① × 週休2日補正係数
- ・市場単価③（少数第3位止め（少数第4位四捨五入））
＝ 市場単価② × 単価補正__（施工規模等補正）

2-4 土木工事標準単価

土木工事標準単価に週休2日補正を乗じた補正済み単価の端数処理は、下記のとおりとする。

- ・土木工事標準単価① ＝ 補正前土木工事標準単価
- ・土木工事標準単価②（少数第2位止め（少数第3位切り捨て））
＝ 土木工事標準単価① × 週休2日補正係数
- ・土木工事標準単価③（少数第3位止め（少数第4位四捨五入））
＝ 土木工事標準単価② × 単価補正__（規格・仕様等補正）

(別紙1)

特記仕様書

第1編 共通編
第1章 総則

項 目（節）	内 容		
週休2日制工事の対象		<u>完全週休2日（土日）</u>	・ <u>本工事は、秋田県週休2日制工事（完全週休2日（土日））である。</u> ・ <u>受注者は、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。</u>
			・ 実施にあたっては、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。
		<u>完全週休2日交替制</u>	・ <u>本工事は、秋田県週休2日制工事（完全週休2日交替制）である。</u> ・ <u>受注者は、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。</u>
			・ 実施にあたっては、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。

現場説明書（条件明示）

第2編 現場説明事項
第1章 条件明示

10 その他			
その他条件 （週休2日制工事）		<u>完全週休2日（土日）</u>	・ その他の条件は次のとおりです。 ・ <u>本工事は、週休2日を推進するため、完全週休2日（土日）を実施する工事であり、完全週休2日（土日）の現場閉所を行う前提として補正を行っています。</u> <u>なお、補正係数については「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」によるものとします。</u> ・ <u>工期内において、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記の補正を見直します。月単位の週休2日が未達成の場合は補正は行いません。</u>
		<u>完全週休2日交替制</u>	・ その他の条件は次のとおりです。 ・ <u>本工事は、週休2日を推進するため、完全週休2日交替制を実施する工事であり、完全週休2日交替制の現場閉所を行う前提として補正を行っています。</u> <u>なお、補正係数については「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」によるものとします。</u> ・ <u>工期内において、完全週休2日交替制が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記の補正を見直します。月単位の週休2日交替制が未達成の場合は補正は行いません。</u>

(別紙1)

特記仕様書

第1編 共通編
第1章 総則

項 目（節）	内 容	
週休2日制工事の対象	<u>発注者指定型</u>	・ 本工事は、秋田県週休2日制工事（発注者指定型）である。 ・ 実施にあたっては、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に基づき行うこと。
	<u>受注者希望型</u>	・ 本工事は、秋田県週休2日制工事（受注者希望型）である。 ・ 受注者は、契約後速やかに、週休2日又は交替制の実施の有無について、監督員と協議すること。 ・ 実施にあたっては、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に基づき行うこと。

現場説明書（条件明示）

第2編 現場説明事項
第1章 条件明示

10 その他		
その他条件 （週休2日制工事）	<u>発注者指定型</u>	・ その他の条件は次のとおりです。 ・ <u>本工事は、週休2日を推進するため、月単位の週休2日（4週8休以上）を実施する工事である。</u> <u>又、本工事は月単位の4週8休以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。</u> <u>なお、補正係数については「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」によるものとする。</u> ・ <u>工期内において、月単位の週休2日に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直します。4週8休に満たない場合は補正は行いません。</u>
	<u>受注者希望型</u>	・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は、週休2日を推進するため、週休2日又は交替制を希望する工事である。 ・ <u>なお、週休2日の補正は行いません。</u> ・ 工期内において、現場閉所及び休日の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直します。なお、補正係数については「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」によるものとする。